

## 緊急アピール

平成21年10月9日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子

### 子どもの育つ環境を壊さないください

#### 認可保育所の最低基準の堅持を！

総務省政務三役会議で、地方分権改革の観点から、児童福祉施設等最低基準の地方への移譲が検討され、認可保育所等の設置基準を市町村で定めるよう省令改正の調整を指示、との報道が10月7日にされました。

全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、現在、保育所に入所している210万人の子どもが育つ保育環境を壊す、最低基準の地方公共団体への移譲に断固反対を表明します。

#### 1. 子どもの最善の利益を追求するためには、現在の最低基準を上回る環境整備が必要です。

認可保育所は、最低基準以上の環境（保育士の配置・設備基準）を整えて保育を行っています。このことは、待機児童対策のために定員の弾力化(125%)を行う場合も同様です。しかし、現行の最低基準でさえ、保育士の面でも設備面でも子どもの育つ環境として厳しい状況にあります。

#### 2. 児童福祉施設最低基準は国の責任により堅持されるべきです。

現在国が定めている最低基準を地方公共団体に委ねることは、地方の財政が逼迫している状況から、現在よりも低い基準とされる可能性が否めません。そのことは、すなわち子どもの育ちを壊すこととなります。最終的に子どもの不利益を与えるような可能性がある最低基準の移譲に私たちは断固反対します。

#### 3. 児童福祉の理念を崩壊させることに反対します。

「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を踏まえ、地域によって育ちの保障に違いをつくらないように、児童福祉施設最低基準は国が責任をもって確保するべきです。

#### 4. 待機児童の問題は、国が責任をもって財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、わが国全体の課題です。財政の逼迫している地方公共団体に認可保育所の整備の責任を委ね、結果として地方の格差を広げること、その悪影響を子どもに強いることがあってはなりません。わが国全体の宝である子どもを守り育てる責任とそのための財源等の確保は国が責任をもって行うべきです。

※機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業（全国社会福祉協議会実施）では、  
現行の保育所環境の厳しい状況が明らかになり、その改善が提言されています。

概要版 [http://www.shakyo.or.jp/research/2009\\_pdf/gaiyou.pdf](http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/gaiyou.pdf)

全体版 <http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> （以下は、その一例です。）

- (1) 2歳未満児：3.3 m<sup>2</sup>/人⇒4.11 m<sup>2</sup>/人、  
3歳以上児：1.96 m<sup>2</sup>/人⇒2.43 m<sup>2</sup>/人  
以上が必要です。

- 最低基準を守っていても、食事のときに子どもが机にまっすぐ座ることできなかつたり、ひじがあたったりする状況で食事をしている保育所があります。保育士が食事を介助するスペースの確保も大変です。

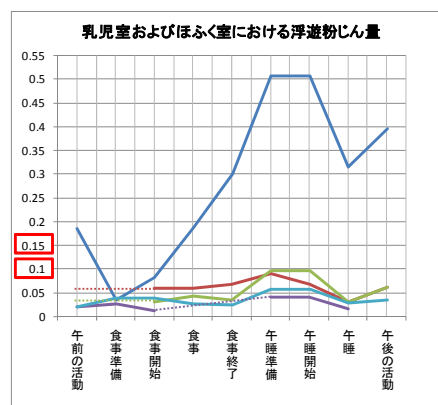


- (2) 食事と午睡の場を分けることができる空間の広さが必要です。

- 食事中の子どもがいても、午睡の布団を敷く必要があるため、子どもに食事の場所を移動してもらわざるを得ないこともあります。

- (3) 子どもに衛生的な環境を提供する必要があります。

- 食事している傍らで布団を敷くので、粉塵が舞う中で、子どもは食事をし、午睡をしています。安心、安全に生活できる空間を提供する必要があります。



- (4) 子どもを詰め込むのではなく、生活する環境を提供することが必要です。

- 最低基準を守っている認可保育所でも、部屋いっぱい布団を敷かざるをえない状況もあります。子どものためには、保育士の見守りや添い寝ができる空間を確保することも必要ですが、それもかきません。自治体の基準で設置している「認証保育所」の環境(2.5 m<sup>2</sup>/人)ではより厳しくなります。



<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局（担当：今井、小川）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail [zenhokyo@shakyo.or.jp](mailto:zenhokyo@shakyo.or.jp)